

家庭用簡易物干しの認定基準及び基準確認方法

(公 開 用)

製 品 安 全 協 会

家庭用簡易物干し専門部会専門委員名簿

(部会長)	坂田 種男	千葉大学
(委員)	池谷 栄次	ニシダ株式会社
	大出 譲	財団法人高分子素材センター
	越山 太郎	キンシ化学工業株式会社
	佐野 敏江	主婦連合会
	下村 正	ダイヤ産業株式会社
	杉田 信夫	岩本プレス工業株式会社
	高橋 文男	製品安全協会
	羽鳥 栄市	株式会社イトーヨーカ堂
	富田 映子	消費科学連合会
	中村 貴一	日本プラスチック日用品工業組合
	中村 俊彦	通商産業省生活産業局日用品課
	根本 正規	山崎工業株式会社
	馬場健三郎	株式会社西友
	淵村 和次	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	細川 幹夫	工業技術院標準部繊維化学規格課
	松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	水原 宗	ソーコー株式会社
	薬袋 政司	レック株式会社
	村上 義則	通商産業省産業検査所商品テスト部安全監督課
	安田 昭	積水樹脂株式会社
	山下 陽枝	全国地域婦人団体連絡協議会
(事務局)	製品安全協会	〒106 東京都港区六本木 3-17-7 電話 03-582-6231(代)

家庭用簡易物干しの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、家庭用簡易物干しの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、家庭の洗濯物を干すために使用する簡易物干し(以下、「物干し」という。)について適用する。ただし、コンクリート台等を有する屋外用の自立式のもの、施工を要する固定式のもの、窓やベランダ等にねじなどで固定するもの及び布団を干すためのものは除く。

備考:この基準の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって規格値形式分類

3. 型式分類

物干しの形式は次のとおりとする。

I形一吊下式：物干しざお、ロープ等に吊り下げるもの。

II形一自立式：スタンド等によって自立するもの。

III形一引掛式：バルコニーまたはベランダの手すり等に引っ掛けるもの。

4. 安全性品質

物干しの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. 物干しの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手指等が触れる部分には傷害を与えるようなばり、とがりが無いこと。</p> <p>(2) 外部に現れるポルト・ナット等の先端は著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 物干しは、簡単な組立・操作によって使用状態に保持できること。</p> <p>(4) ピンチを有するものにあつては、ピンチは操作しやすい構造であり、その開閉は容易であること。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
2. 強度	<p>(5) 高さの調節機構を有するもの にあつては、確実に固定でき、かつ、容易に外れない止め具が取り付けられていること。</p> <p>(6) 開閉・折り畳み機構を有するもの にあつては、確実に開閉・折り畳みができる構造であること。</p> <p>(7) 折り畳み等の可動部分には、 危険性がないこと。</p> <p>(8) II形のものにあつては、接地部が安定、すべり防止のため、使用中容易に外れない端具等で保護されていること。</p> <p>2. 物干しの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) アームにON{Okgf}の荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(2) アームと本体との取付け部に ON{Okgf} の荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(3) ビンチ付きのものにあっては、ビンチの取付け部に ON{Okgf} の荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(4) フックが取り付けられているものにあってはフックに対して鉛直方向に ON{Okgf} の荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

	<p>(5) II形にあつては、スタンド等にON{Okgf}の荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	
--	---	--

項目	認定基準	基準確認方法
<p>3. 耐衝撃性</p>	<p>(6) III形にあつては、掛け具にON{Okgf}の荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>3. 物干しの耐衝撃性は、次の通りとする。</p>	

<p>4. 定ひずみ 環境応力 き裂性</p>	<p>(1) I形及びⅢ形にあつては、高 Omの位置からコンクリ自由 落下させたとき、破損、外れ 及び使用上支障のある変形が ないこと。</p> <p>(2) II形にあつては、任意の方向 に自然に倒したとき、破損、 外れ及び使用上支障のある変 形がないこと。</p> <p>4. 成樹脂製のピンチは、定ひずみ 環境応力き裂試験を行ったと き、ひび割れ、破損、外れ及び 使用上支障のある変形がないこ と。</p>	
---------------------------------	--	--

項目	認定基準	基準確認方法
<p>5. 安定性</p>	<p>5. II形のものにあつては、前後左 右を0度に傾斜させたとき、転 倒しないこと。</p>	

6. 材料	6. 耐食材料以外の金属材料で、さびの出るおそれのあるところには、防せい処理が施されていること。	
7. 付属品	7. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること。	

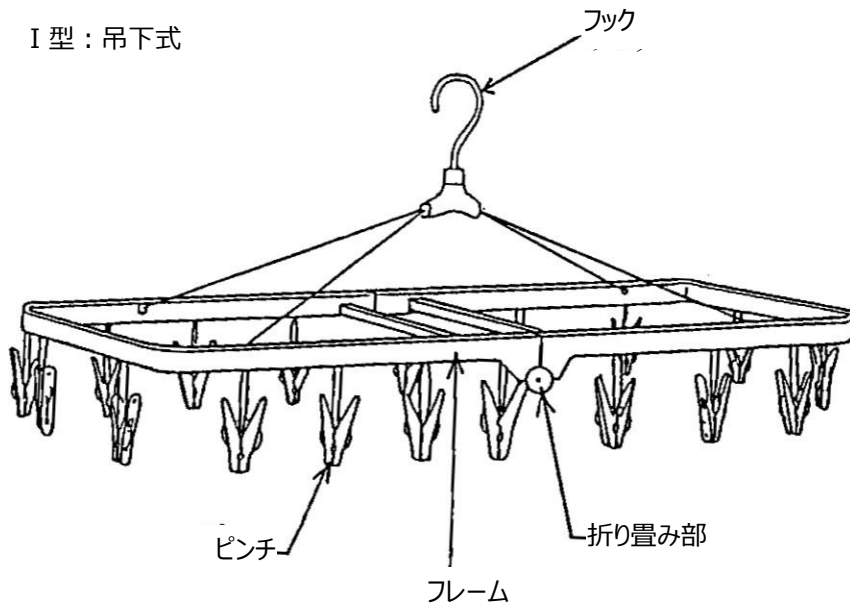
5. 表示及び取扱説明書

物干しの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

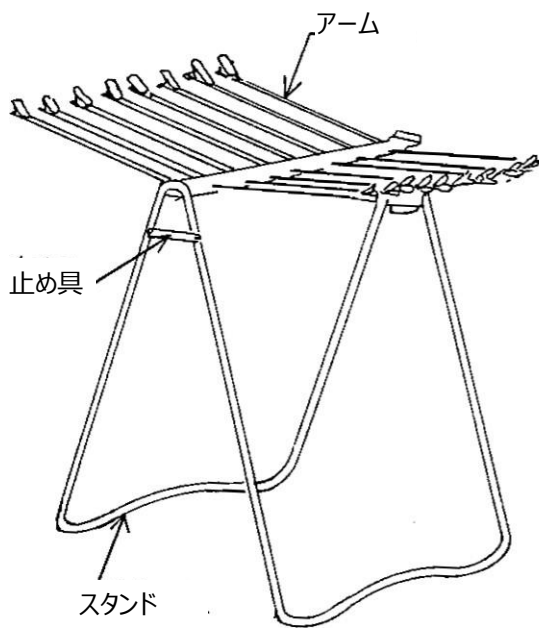
項目	認定基準	基準確認方法
<p>1. 表示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 使用上の注意</p> <p>(a) 使用前に製品各部を点検した後使用すること。異状がある場合は使用しないこと。</p> <p>(b) 洗濯物は、バランスよく干すこと。</p> <p>(c) 屋外の使用に際して、強風ときは室内に取り入れること。</p> <p>(3) 使用后及び保管方法についての注意</p> <p>(4) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及びその電話番号。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>2. 専門用語等が使用されず、使用者が容易に理解できるものであるかを確認すること。</p>

参考付図

I 型：吊下式



II 型：自立式



III 型：引掛式

